明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○地方公営企業法施行令の一部を改正する政令（三五八）　二
○石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（三五九）　三
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（三六〇）　三
○商品先物取引法施行令の一部を改正する政令（三六一）　四
○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三六二）　四
○再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三六三）　四
○再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三六四）　四

〔府　令〕
○母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府一一〇）　五

〔省　令〕
○商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（農林水産・経済産業四）　六
○液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業八三）　六

〔告　示〕
○危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（総務三九九）　九
○石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件（総務・経済産業三）　一〇
○石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（総務・経済産業・国土交通一）　一四
○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件（財務二九六）　一五
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（同二九七～三〇〇、三〇二）　一七
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同三〇一）　一九
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産二二二〇～二二三八）　二〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　二六
裁判所
破産、免責、再生関係　二九
特殊法人等
国立大学法人島根大学参加者事前確認公募、阪神高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会公示送達・裁決関係　三五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行政死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三五
会社その他
会社決算公告　三五

本号で公布された法令のあらまし

◇地方公営企業法施行令の一部を改正する政令（政令第三五八号）（総務省）
1　出納取扱金融機関等の責務を定める規定を削除することとした。（第二二条の三関係）
2　その他所要の規定の整備を行うこととした。
3　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（政令第三五九号）（総務省）
1　別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示について所要の改正を行うこととした。（本則関係）
2　石油コンビナート等特別防災区域のうち、酒田地区について区域の指定を解除することとした。（別表関係）
3　罰則の適用について所要の経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）
4　広域共同防災組織を設置することができる区域について所要の改正を行うこととした。（附則第三項関係）
5　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三六〇号）（経済産業省）
1　液化石油ガス器具等の追加関係
特定の携帯液化石油ガス用バーナーを液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）に基づく液化石油ガス器具等として追加するものとすることとした。（別表第一関係）
2　特定液化石油ガス器具等の追加関係
特定の携帯液化石油ガス用バーナーを液石法に基づく特定液化石油ガス器具等として追加するものとすることとした。（別表第二関係）

3　附則関係
　この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。（附則第二項～第四項関係）
4　この政令は、一部の規定を除き、令和七年二月六日から施行することとした。

◇商品先物取引法施行令の一部を改正する政令（政令第三六一号）（農林水産省・経済産業省）
1　商品先物取引業者及び商品先物取引仲介業者が勧誘方針を定めたときにこれを公表する方法について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する方法を義務付けることとした。（第三二条第二項及び第三九条第二項関係）
2　この政令は、令和六年一二月一五日から施行することとした。

◇情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三六二号）（デジタル庁）
　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四六号）の施行期日及び同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年四月一日とすることとした。

◇再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三六三号）（厚生労働省）
　再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律（令和六年法律第五一号）の施行期日は、令和七年五月三一日とすることとした。

◇再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三六四号）（厚生労働省）
1　細胞加工物を用いる再生医療等技術から、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する医療機器又は高度管理医療機器若しくは管理医療機器であって、同法の規定による承認又は認証を受けたものを当該承認又は認証に係る使用方法等で用いて人又は動物の細胞に培養その他の加工を施した細胞加工物のみを当該使用方法等で用いる医療技術を除外することとした。（第一条第一号二関係）
2　核酸等を用いる再生医療等技術について、新たに核酸等を用いる医療技術の範囲を定めることとした。（第一条第二号関係）
3　一定の事由に該当した者の認定拒否をしなければならない対象となる「国民の保健医療に関する法律」の範囲を児童福祉法等とすることとした。（第三条関係）
4　この政令は、令和七年五月三一日から施行することとした。

政　令

地方公営企業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百五十八号

地方公営企業法施行令の一部を改正する政令

　内閣は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

　地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

　第二十二条の三を削り、第二十二条の四を第二十二条の三とし、第二十二条の五を第二十二条の四とし、第二十二条の六を第二十二条の五とする。

附　則

　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

総務大臣　村上誠一郎
内閣総理大臣　石破　茂

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百五十九号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

　内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

　石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

　第三項中「令和五年四月一日」を「令和六年四月一日」に改める。

　別表中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の三を第五号とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正）

3　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三第二地区の項中「別表第四号の三及び第九号から第十一号まで」を「別表第五号及び第十号から第十二号まで」に改める。

総務大臣　村上誠一郎
経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百六十号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第二条第七項及び第八項、第四十七条第一項ただし書並びに第九十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次の一号を加える。

十三　携帯液化石油ガス用バーナー（液化石油ガスを充塡した容器が直接取り付けられる構造のものに限り、当該容器との接続部から火炎を出す位置までの距離が三十五センチメートル以上のもの及び当該容器（液化石油ガスの吸収材の使用その他の液化石油ガスの漏えいを防止するための加工がされているものに限る。）との接続部がねじ式のものを除く。）　五年

別表第二第七号の次に次の一号を加える。

八　携帯液化石油ガス用バーナー（液化石油ガスを充塡した容器が直接取り付けられる構造のものに限り、当該容器との接続部から火炎を出す位置までの距離が三十五センチメートル以上のもの及び当該容器（液化石油ガスの吸収材の使用その他の液化石油ガスの漏えいを防止するための加工がされているものに限る。）との接続部がねじ式のものを除く。）

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年二月六日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令別表第二第八号に掲げる特定液化石油ガス器具等（以下この項及び次項において「追加特定液化石油ガス器具等」という。）の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、この政令の施行の日から一年間は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）第三十九条第一項の規定にかかわらず、液石法第四十八条の規定による表示が付されていない追加特定液化石油ガス器具等を販売し、又は販売の目的で陳列することができる。

3　追加特定液化石油ガス器具等に係る液石法第四十七条第一項の登録について液石法第五十一条第一項の規定による申請をしようとする者は、この政令の施行前においても、その申請を行うことができる。

4　前項の規定による申請をした者は、液石法第四十七条第一項の登録を受ける前においても、液石法第五十七条（液石法第六十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の例により、業務規程を届け出ることができる。この場合において、その届出をした者は、当該登録を受けた時に、液石法第五十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

商品先物取引法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百六十一号

商品先物取引法施行令の一部を改正する政令

内閣は、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二百二十条の三及び第二百四十条の十九において準用する金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める」を「掲示し、又は閲覧に供する方法及び主務省令で定めるところにより勧誘方針を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（法第百九十八条第一項に規定する自動公衆送信をいう。第三十九条第二項において同じ。）により公衆の閲覧に供する方法並びに商品先物取引業者がその本店等以外の支店その他の営業所又は事務所（外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあつては、国内における従たる営業所又は事務所。以下「支店等」という。）において商品取引契約の締結を行う場合にあつては、商品取引契約の締結を行う支店等ごとに、勧誘方針を見やすいように掲示し、又は閲覧に供する」に改め、各号を削る。

第三十九条第二項中「掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める」を「掲示し、又は閲覧に供する方法及び主務省令で定めるところにより勧誘方針を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する方法並びに商品先物取引仲介業者がその支店等において商品先物取引仲介行為を行う場合にあつては、商品先物取引仲介行為を行う支店等ごとに、勧誘方針を見やすいように掲示し、又は閲覧に供する」に改め、各号を削る。

附　則

この政令は、令和六年十二月十五日から施行する。

農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百六十二号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）附則第一条本文及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日及び同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年四月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治

再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百六十三号

再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年五月三十一日とする。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百六十四号

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）第二条第二項及び第二十六条第五項第二号（同法第二十八条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（再生医療等技術の範囲）

第一条　再生医療等の安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定めるものは、人の身体の構造若しくは機能の再建、修復若しくは形成又は人の疾病の治療若しくは予防に用いられることが目的とされている医療技術であって、次に掲げるものとする。

一　法第二条第二項第一号に掲げる医療技術のうち、次に掲げる医療技術以外の医療技術

イ　細胞加工物を用いる輸血（その性質を変える操作を加えた血球成分（赤血球、白血球又は血小板をいう。以下このイにおいて同じ。）又は人若しくは動物の細胞から作製された血球成分を用いるもの（ハに掲げる医療技術を除く。）を除く。）

ロ　移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）第二条第二項に規定する造血幹細胞移植（その性質を変える操作を加えた造血幹細胞又は人若しくは動物の細胞から作製された造血幹細胞を用いるもの（ハに掲げる医療技術を除く。）を除く。）

ハ　人の精子（精細胞及びその染色体の数が精子の染色体の数に等しい精母細胞を含む。以下このハ及び次号において同じ。）若しくは未受精卵（未受精の卵細胞及びその染色体の数が未受精の卵細胞の染色体の数に等しい卵母細胞をいう。以下このハ及び次号において同じ。）又は人の精子と未受精卵との受精により生ずる胚に培養その他の加工を施したものを用いる医療技術（人から採取された人の精子及び未受精卵から樹立された胚性幹細胞又は当該胚性幹細胞に培養その他の加工を施したものを用いるもの（当該胚性幹細胞から作製された人の精子若しくは未受精卵又は当該精子若しくは当該未受精卵若しくは当該精子と当該未受精卵との受精により生ずる胚に培養その他の加工を施したものを用いるものを除く。）を除く。）

ニ　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二の五第一項に規定する医療機器又は同法第二十三条の二の二十三第一項の規定により指定する高度管理医療機器若しくは管理医療機器であって、同法第二十三条の二の五若しくは同法第二十三条の二の十七の承認又は同法第二十三条の二の二十三の認証（以下このニ及び次号イにおいて単に「承認又は認証」という。）の申請（当該申請に係る申請書に厚生労働省令で定める当該医療機器の効果又は当該高度管理医療機器若しくは管理医療機器の基準への適合性に関する事項を記載したものに限る。）をし、その承認又は認証を受けたもの（同号イにおいて「既承認医療機器等」という。）を当該承認又は認証に係る使用方法等（使用方法、効果及び性能をいう。以下このニ及び同号イにおいて同じ。）で用いて人又は動物の細胞に培養その他の加工を施した細胞加工物のみを当該使用方法等で用いるもの

二　法第二条第二項第二号に掲げる医療技術のうち、人の体内で当該人の細胞（精子及び未受精卵並びに精子と未受精卵との受精により生ずる胚を除く。）に別表に掲げる物を導入する医療技術であって、次に掲げる医療技術以外の医療技術

イ　既承認医療機器等を当該既承認医療機器等について受けた承認又は認証に係る使用方法等で用いて生成した核酸等のみを当該使用方法等で用いる医療技術

ロ　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品のうち、人の疾病の予防に使用されることが目的とされているものであって、その用途に関し、同法第十四条の三第一項第二号に規定する外国において、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列することが認められている核酸等（感染症の予防のために必要なものとして厚生労働大臣が定める核酸等に限る。）のみを用いる医療技術

第八条を第九条とする。

第七条の見出し中「特定細胞加工物」を「特定細胞加工物等」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「第三条各号」を「第四条各号」に改め、同条を第七条とする。

第五条の見出し中「特定細胞加工物」を「特定細胞加工物等」に改め、同条を第六条とする。

第四条の見出し中「特定細胞加工物」を「特定細胞加工物等」に改め、同条を第五条とする。

第三条第七号中「（昭和三十五年法律第百四十六号）」を削り、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（法第二十六条第五項第二号等の政令で定める法律）

第三条　法第二十六条第五項第二号（法第二十八条第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

二　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）

三　歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）

四　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）

五　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

六　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）

七　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

八　薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）

九　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

十　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）

十一　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）

十二　臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）

附則の次に次の別表を加える。

別表（第一条第二号関係）

一　核酸（遺伝子の発現に必要な遺伝情報を含むものに限る。）

二　前号に掲げる物を加工するための機能を有する物

三　第一号に掲げる物以外の遺伝子の発現と密接な関係を有する物（細胞の核の外にあるものを除く。）として厚生労働省令で定める物を加工するための機能を有する物

四　前三号に掲げる物を含有する物（細胞の分泌物を除く。）

附　則

この政令は、再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年五月三十一日）から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

府令

○内閣府令第百十号

母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）を実施するため、母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十二月六日

内閣総理大臣　石破　茂

母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令

母体保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十三号（二）を次のように改める。

別記様式第十三号（二）（第二十七条関係）

人　工　妊　娠　中　絶　実　施　報　告　票

（令和　年　月分）

(1) 人工妊娠中絶を受けた者の番号		(2) 人工妊娠中絶を受けた者の年齢	満　年
(3) 人工妊娠中絶を受けた者の居住地	都道府県　郡市区町村　支庁	(4) 人工妊娠中絶を受けた者の妊娠週数	1　満７週以前 2　満８週～満11週 3　満12週～満15週 4　満16週～満19週 5　満20週～満21週
(5) 人工妊娠中絶を実施した月日	月　日	(6) 該当条文	1　14条１項１号 2　14条１項２号
(7) 人工妊娠中絶を受けた理由			
(8) 人工妊娠中絶を受けた者の社会保険適用の有無	有　無	(9) 人工妊娠中絶を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無	有　無
(10) 人工妊娠中絶薬（ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無			有　無
備考			

日本産業規格Ａ列５番

記載上の注意

1　手術による人工妊娠中絶の他、薬剤の投与による人工妊娠中絶についても本票により報告するものとすること。

2　「人工妊娠中絶を受けた者の番号」欄については、各月ごとに人工妊娠中絶を受けた者について実施の順に付した番号を記入すること。

3　「人工妊娠中絶を受けた者の居住地」欄には、都道府県名等を記入し、該当する文字を〇で囲むこと。

4　「人工妊娠中絶を受けた者の妊娠週数」欄は、該当する数字を〇で囲むこと。

5　「該当条文」欄は、該当する数字を〇で囲むこと。

6　「人工妊娠中絶を受けた理由」欄には、人工妊娠中絶を受ける理由となつた事実、例えば、結核のため妊娠の継続により健康を害する、暴行により妊娠等を記入すること。

7　「人工妊娠中絶を受けた者の社会保険適用の有無」欄、「人工妊娠中絶を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無」欄及び「人工妊娠中絶薬（ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無」欄は、該当する文字を〇で囲むこと。なお、「人工妊娠中絶薬（ミフェプリストン・ミソプロストール製剤又はゲメプロスト製剤）の投与の有無」欄における人工妊娠中絶薬は、妊娠９週０日までで使用されるミフェプリストン・ミソプロストール製剤又は妊娠中期において使用されるゲメプロスト製剤を指すものであること。

附　則

この府令は、令和七年四月一日から施行する。

省　令

○農林水産省
経済産業省令第四号

商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）第三十二条第二項及び第三十九条第二項の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月六日

農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公衆の閲覧に供する方法） **第百十条の三**　令第三十二条第二項の規定による公衆の閲覧は、商品先物取引業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。 （公益又は特定委託者等の保護のため支障を生ずるおそれがあるもの） **第百十条の四**　（略） （公衆の閲覧に供する方法） **第百二十六条の二十五**　令第三十九条第二項の規定による公衆の閲覧は、商品先物取引仲介業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。 **第百二十六条の二十六～第百二十六条の二十八**　（略） **別表第五**（第百二十六条の二十六関係） （略）　（略）　（略）	（新設） （公益又は特定委託者等の保護のため支障を生ずるおそれがあるもの） **第百十条の三**　（略） （新設） **第百二十六条の二十五～第百二十六条の二十七**　（略） **別表第五**（第百二十六条の二十五関係） （略）　（略）　（略）

様式第十四号中「第126条の27関係」を「第126条の28関係」に改める。

附　則

この省令は、令和六年十二月十五日から施行する。

○経済産業省令第八十三号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第四十一条、第四十七条第二項及び第四十八条の規定に基づき、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月六日

経済産業大臣　武藤　容治

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和四十三年通商産業省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（表示） **第二十条**　法第四十八条の経済産業省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第六の液化石油ガス器具等の区分の欄に掲げる区分ごとに同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。 一　別表第六第一号から第八号までの液化石油ガス器具等の区分に属する液化石油ガス器具等にあつては、別表第七に定める様式の表示	（表示） **第二十条**　法第四十八条の経済産業省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第六の液化石油ガス器具等の区分の欄に掲げる区分ごとに同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。 一　別表第六第一号から第七号までの液化石油ガス器具等の区分に属する液化石油ガス器具等にあつては、別表第七に定める様式の表示

二　別表第六第九号から第十七号までの液化石油ガス器具等の区分に属する液化石油ガス器具等にあつては、別表第八に定める様式の表示。ただし、第十号の液化石油ガス器具等の区分に属する液化石油ガス器具等にあつては、同表に定める様式の表示のほか、当分の間、別表第九に定める様式の表示を使用することができる。

（登録の区分）

第二十一条　法第五十一条第一項の経済産業省令で定める特定液化石油ガス器具等の区分は、次のとおりとする。

一～七　（略）

八　携帯液化石油ガス用バーナー

別表第1（第3条関係）

番号	液化石油ガス器具等の区分
1～7	（略）
8	携帯液化石油ガス用バーナー
9～17	（略）

別表第2（第5条関係）

液化石油ガス器具等の区分	型式の区分	
カートリッジガスこんろ～ガス栓	要素	材質等の区分
（略）	（略）	（略）
携帯液化石油ガス用バーナー	使用する液化石油ガスを充塡した容器の接続部の形状	(1)　容器から突出した容器バルブをもつもの
		(2)　接続部がねじ式のもの
		(3)　その他のもの

二　別表第六第八号から第十六号までの液化石油ガス器具等の区分に属する液化石油ガス器具等にあつては、別表第八に定める様式の表示。ただし、第九号の液化石油ガス器具等の区分に属する液化石油ガス器具等にあつては、同表に定める様式の表示のほか、当分の間、別表第九に定める様式の表示を使用することができる。

（登録の区分）

第二十一条　法第五十一条第一項の経済産業省令で定める特定液化石油ガス器具等の区分は、次のとおりとする。

一～七　（略）

別表第1（第3条関係）

（新設）

別表第2（第5条関係）

液化石油ガス器具等の区分	型式の区分	
カートリッジガスこんろ～ガス栓	要素	材質等の区分
（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）

メーン バーナーにおけるノズルの数	点火の方式	点火の動作	液化石油ガスを気化する構造	調整器～対震遮断器
(1)　一個のもの	(1)　電気点火式のもの	(1)　器具栓の開栓と点火が別の動作のもの	（略）	
(2)　二個以上のもの	(2)　その他のもの	(2)　器具栓の開栓と点火が一つの動作で行われるが、手を離すと液化石油ガスの通路が閉ざされるもの	(1)　液化石油ガスの導管が直接炎と接するもの	
		(3)　その他のもの	(2)　液化石油ガスの取入部からノズルまでの液化石油ガスの通る部分を温める構造のもの（(1)を除く。）	
			(3)　その他のもの	（略）

（新設）　（新設）　（新設）　（新設）　（略）

（新設）　（新設）　（新設）　（新設）　（略）

別表第３（第１１条、第１３条関係）

１　一般要求事項

(1)　（略）

(2)　安全機能を有する設計等

イ・ロ　（略）

ハ　別表第一第十五号又は第十七号の液化石油ガス器具等にあつては、ガス漏れ又は地震による被害を防止するための機能を有するよう設計されるものとする。

(3)～(5)　（略）

２　危険源に対する保護

(1)～(8)　（略）

(9)　ガス漏れによる被害の防止

別表第一第十五号の液化石油ガス器具等は、通常の使用状態において、ガス漏れを検知し、遅滞なく警報を発するように設計されているものとする。

(10)　地震による被害の防止

別表第一第十七号の液化石油ガス器具等は、通常の使用状態において、震度五相当以上の地震を検知したときに、遅滞なくガスの通路を遮断するように設計されているものとする。

３　表示

(1)　（略）

(2)　個別の規定

イ　３(1)の規定による表示には、次の(イ)から(ニ)に掲げる液化石油ガス器具等の区分に応じ、それぞれ(イ)から(ニ)に定める事項を含むこと。

(イ)　別表第一第一号から第八号までの液化石油ガス器具等　届出事業者の氏名又は名称、法第四十七条第二項に規定する証明書の交付を受けた国内登録検査機関又は外国登録検査機関（以下「検査機関」と総称する。）の氏名又は名称

(ロ)　別表第一第九号から第十七号までの液化石油ガス器具等　届出事業者の氏名又は名称

(ハ)　別表第一第五号の液化石油ガス器具等　使用すべきふろがまの型式

(ニ)　別表第一第十一号及び第十四号の液化石油ガス器具等のうち、開放式のもの　原則として赤系色の２０ポイント以上の大きさの文字で「十分な換気をしないと死亡事故に至るおそれがある。」旨の警告

ロ　３(2)イ(イ)又は(ロ)の規定により表示すべき届出事業者又は検査機関の氏名又は名称については、その者が経済産業大臣の承認を受け、又は経済産業大臣に届け出た場合に限り、その承認を受けた略称（別表第一第十四号の液化石油ガス器具等であつて、開放式のもののうち容器が組み込まれる構造のものにあつては、略称又は記号）又は届け出た登録商標（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第二条第五項の登録商標をいう。）を用いることができる。

ハ　（略）

別表第４（第１８条関係）

特定液化石油ガス器具等の区分	検査設備	検査設備の基準
カートリッジガスこんろ～ガス栓	（略）	（略）
携帯液化石油ガス用バーナー	耐圧試験設備	窒素を充填した容器又は水圧ポンプ（１．３メガパスカル以上の圧力を加えることができるも

別表第３（第１１条、第１３条関係）

１　一般要求事項

(1)　（略）

(2)　安全機能を有する設計等

イ・ロ　（略）

ハ　別表第一第十四号又は第十六号の液化石油ガス器具等にあつては、ガス漏れ又は地震による被害を防止するための機能を有するよう設計されるものとする。

(3)～(5)　（略）

２　危険源に対する保護

(1)～(8)　（略）

(9)　ガス漏れによる被害の防止

別表第一第十四号の液化石油ガス器具等は、通常の使用状態において、ガス漏れを検知し、遅滞なく警報を発するように設計されているものとする。

(10)　地震による被害の防止

別表第一第十六号の液化石油ガス器具等は、通常の使用状態において、震度五相当以上の地震を検知したときに、遅滞なくガスの通路を遮断するように設計されているものとする。

３　表示

(1)　（略）

(2)　個別の規定

イ　３(1)の規定による表示には、次の(イ)から(ニ)に掲げる液化石油ガス器具等の区分に応じ、それぞれ(イ)から(ニ)に定める事項を含むこと。

(イ)　別表第一第一号から第七号までの液化石油ガス器具等　届出事業者の氏名又は名称、法第四十七条第二項に規定する証明書の交付を受けた国内登録検査機関又は外国登録検査機関（以下「検査機関」と総称する。）の氏名又は名称

(ロ)　別表第一第八号から第十六号までの液化石油ガス器具等　届出事業者の氏名又は名称

(ハ)　別表第一第五号の液化石油ガス器具等　使用すべきふろがまの型式

(ニ)　別表第一第十号及び第十三号の液化石油ガス器具等のうち、開放式のもの　原則として赤系色の２０ポイント以上の大きさの文字で「十分な換気をしないと死亡事故に至るおそれがある。」旨の警告

ロ　３(2)イ(イ)又は(ロ)の規定により表示すべき届出事業者又は検査機関の氏名又は名称については、その者が経済産業大臣の承認を受け、又は経済産業大臣に届け出た場合に限り、その承認を受けた略称（別表第一第十三号の液化石油ガス器具等であつて、開放式のもののうち容器が組み込まれる構造のものにあつては、略称又は記号）又は届け出た登録商標（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第二条第五項の登録商標をいう。）を用いることができる。

ハ　（略）

別表第４（第１８条関係）

特定液化石油ガス器具等の区分	検査設備	検査設備の基準
カートリッジガスこんろ～ガス栓	（略）	（略）
		（新設）
		（新設）
		（新設）

の）、圧力計及び液化石油ガス漏えい検知器を備えていること。	
気密試験設備	窒素を充填した容器又は圧縮機（0．9メガパスカルの圧力を加えることができるもの）、圧力計及び液化石油ガス漏えい検知器を備えていること。
恒温設備	恒温装置（恒温室又は恒温槽であつて、100度±2度の温度を維持することが可能なもの）を備えていること。

	（新設）
（新設）	（新設）

別表第６（第20条関係）

番号	1～7
液化石油ガス器具等の区分	（略）
表示の方法	（略）

8	9～17
携帯液化石油ガス用バーナー	（略）
機器本体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。	（略）

別表第６（第20条関係）

番号	1～7
液化石油ガス器具等の区分	（略）
表示の方法	（略）

	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（略）

	8～16
	（略）
	（略）

附　則

（施行期日）

この省令は、令和七年二月六日から施行する。